

第4章 基本施策と事業の展開

基本施策1 就学前における子育て家庭への支援

1 地域における子育て支援の充実

【現状と課題】

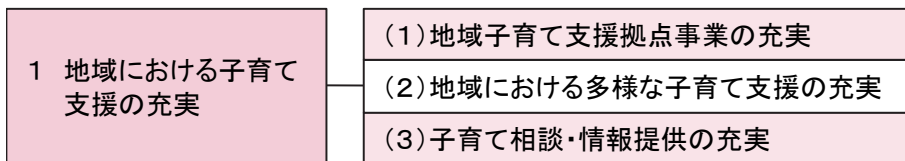
核家族の増加や地域のつながりの希薄化などが指摘されている中、子育て支援センターソーレ・マーレを中心とした地域子育て支援拠点等だけでなく、社会全体で子育て中の親の不安感等を軽減し、子どもの育ちと親の子育てを支えることが重要となっています。

市では、放課後児童クラブによる子育て支援事業の取組、東松山市社会福祉協議会や個人・団体による子育てサロンといった活動のほか、NPO 法人東松山子育てねっとなどの子育て関係団体と連携して、「このゆびと～まれ！フェスタ」などのイベントを開催しています。今後もそれぞれの活動や子育て支援ネットワークの充実を図ります。

このほか、在宅子育て家庭のためのリフレッシュチケット事業やブックスマイル事業を実施し、子育て支援サービスの更なる充実に取り組んでいます。

子育て相談や情報提供に関しては、子育てコンシェルジュの配置によりきめ細かな相談への対応や、子育て支援アプリの導入によりタイムリーな情報発信ができるようになりましたが、引き続き、相談体制の充実などの多様な子育て支援の取組を推進する必要があります。

【施策の体系】



(1) 地域子育て支援拠点事業の充実

(1) ※

事業名	1. 地域子育て支援拠点事業の充実
担当課	子育て支援課
事業内容	子育て支援センター等において、親子の居場所確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習などを行います。 《量の見込み P83》

(2)

事業名	2. 幼稚園・保育園などでの子育て支援事業の周知
担当課	子育て支援課
事業内容	幼稚園・保育園などでは地域子育て支援拠点事業と同様に子育て支援事業を実施していることから、ホームページなどで周知を図り、支援をしていきます。

(2) 地域における多様な子育て支援の充実

(3)

事業名	1. 子育てサークル・ネットワークへの支援
担当課	子育て支援課
事業内容	子育てに関わるサークルへの支援と、サークル同士が連携し、より実効性のある活動となるようネットワークへの支援を行います。

(4)

事業名	2. 地域における子育て支援活動への支援
担当課	子育て支援課
事業内容	地域において開催されている子育てサロンなど、多様な子育て支援活動への支援を行います。 子育て関係団体や近隣大学との協働により、地域ぐるみで子育て支援活動に取り組みます。

※ 各表の右上の数字は事業の通し番号を表します。

(5)

事業名	3. ファミリー・サポート・センター事業の周知
担当課	子育て支援課
事業内容	児童の送迎支援や預かりなど育児援助を受けたい親（利用会員）と、育児援助を行うことを希望する方（協力会員）との、「困ったときはお互い様」の気持ちによる相互援助活動の連絡・調整を行います。 《量の見込み P88》

(6)

事業名	4. パパ・ママ応援ショップの周知
担当課	子育て支援課
事業内容	埼玉県が実施しているパパ・ママ応援ショップ ⁹ について、ホームページや子育て支援アプリなどで、優待制度や利用方法の周知を図ります。

(7)

事業名	5. 託児付き講座・講演会等の実施
担当課	子育て支援課・人権推進課・社会教育課
事業内容	ボランティアの協力による託児制度の実施や利用を促し、子育て家庭が講座・講演会等に参加しやすい環境を整えます。 また、図書館では利用者向けの託児サービスを実施し、子育て家庭の図書館利用を支援します。

(8)

事業名	6. 三世代交流の推進
担当課	子育て支援課・健康推進課（保健センター）
事業内容	子育て支援センターや保育園・幼稚園・母子愛育会の活動などで、世代間交流の機会を充実します。

⁹ 18歳に達して次の3月31日を迎えるまでの子ども又は妊娠中の方がいる家庭に配布しているパパ・ママ応援ショップ優待カードを協賛店で提示すると、割引などのサービスが受けられる子育て家庭への優待制度。

(9)

事業名	7. ブックスマイル事業の推進
担当課	子育て支援課・社会教育課・健康推進課（保健センター）
事業内容	ブックスタート ¹⁰ やセカンドブック ¹¹ により、絵本を介して親子で心ふれあうひとときや心豊かな時間を持つきっかけづくりに取り組みます。 また、親が子に読み聞かせた本を記録するブックスマイル通帳やブックリストの配布など、子育ての中に読書を取り入れる取組を推進します。

(10)

事業名	8. リフレッシュチケット事業の充実
担当課	子育て支援課
事業内容	子どもを在宅で養育する保護者に対して、市が一時保育等の子育て支援サービスの費用を負担することにより、リフレッシュの機会の提供と育児負担の軽減を図ります。

(3) 子育て相談・情報提供の充実

(11)

事業名	1. 子育てコンシェルジュの展開
担当課	子育て支援課
事業内容	子育て支援課や子育て世代包括支援センターにおいて、子育て支援に関する情報提供や利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。 また、地域子育て支援拠点等への積極的な訪問による相談支援やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した情報発信を行います。

¹⁰ 赤ちゃんと保護者に絵本を開く楽しい体験と絵本をセットでプレゼントする活動で、乳児健診時に、絵本の読み聞かせとプレゼントを行う。

¹¹ 3歳になると急速に言葉の発達が進む（読み聞かせ黄金期）と言われており、絵本を通して健やかに成長することを願って、3歳児健診時に市内図書館で絵本と引換えのできるチケットを配布する。

(12)

事業名	2. 家庭児童相談室の充実
担当課	子育て支援課
事業内容	子育てに対して不安を持つ親が、子どもの発育、育児の悩みなどを相談しやすい環境の整備を図ります。 また、児童虐待を含む様々な相談に対応するとともに、児童相談システムの運用により、効率的な情報共有を行います。

(13)

事業名	3. 民生・児童委員との連携
担当課	子育て支援課・社会福祉課
事業内容	各地区の主任児童委員を中心とした、子育てに関する悩みを抱えている家庭への訪問やウエルカムベビー訪問事業 ¹² への協力などにより一層の連携を図ります。

(14)

事業名	4. 家庭教育アドバイザーとの連携
担当課	子育て支援課
事業内容	埼玉県が実施している子育てに関する不安や悩みを持つ親などに対してアドバイスや相談支援、「親の学習」指導者として活動する家庭教育アドバイザーと連携を図り、気軽に相談できる相談体制を充実します。

(15)

事業名	5. 子育てハンドブック「こあらブック」の充実
担当課	子育て支援課
事業内容	子育てに関する様々な情報を掲載した子育てハンドブック「こあらブック」の内容を充実させ、わかりやすい情報提供を行います。

(16)

事業名	6. 子育て支援情報の発信
担当課	子育て支援課・広報広聴課
事業内容	子育てに関する様々な情報について子育て関係のホームページを通じ、わかりやすい情報提供を行います。また、市のツイッターなどのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用します。

¹² 東松山市在住の生後3か月の子どもがいる家庭に、「東松山市に生まれてきてくれてありがとう」の気持ちを届け、身近な相談相手として子育ての応援をするために、平成28年9月から地域の主任児童委員が訪問する事業。

2 親と子の健康づくりに向けた支援

【現状と課題】

少子化や核家族化、地域とのつながりの希薄化、家族関係の複雑化などの背景から、身近に相談する相手がいなく、育児について一人で悩んでいる妊産婦も少なくありません。市では、「第2次ひがしまつやま健康プラン21(後期計画)」により、各種健診や相談援助等の母子保健事業を推進し、親と子どもの健康づくりを支援しています。

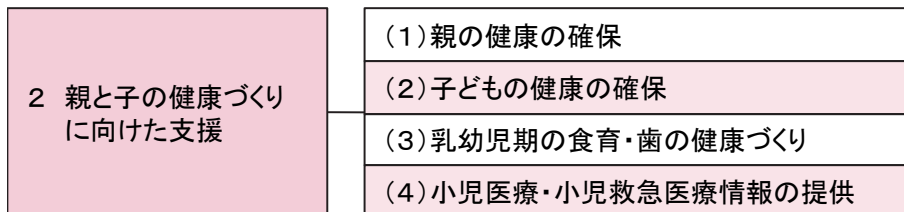
平成29年4月には健康推進課(保健センター内)に子育て世代包括支援センターを設置し、専任の助産師などが、妊娠期から子育て期の一人ひとりの状況に応じたサービスの利用支援や、きめ細かい情報提供を実施し、安心して子育てできる環境づくりを進めました。

親と子どもの健康の確保については、乳幼児の食育や歯の健康づくり、子育て支援センターでの母子愛育会との発育測定等にも積極的に取り組みます。

小児医療に関しては、子どもが突発的な事故や病気のために、適切な医療を受けることができるよう比企地区こども夜間救急センターや東松山消防署などの関係機関と連携し、救急医療体制の整備に取り組んでいます。

今後も、子どもの救急ミニガイドブックや埼玉県救急電話相談(#7119番)などの小児救急に関する情報について、周知を図る必要があります。

【施策の体系】



(1) 親の健康の確保

(17)

事業名	1. 「第2次ひがしまつやま健康プラン21」の推進
担当課	健康推進課（保健センター）
事業内容	「第2次ひがしまつやま健康プラン21」に基づき、世代別行動目標や取組の方向性を意識した健康づくりを推進します。

(18)

事業名	2. 子育て世代包括支援センターの運営 （母子健康手帳の交付と相談）
担当課	健康推進課（保健センター）
事業内容	妊娠届の提出により母子健康手帳を交付し、母親が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、正しい知識の普及や不安・悩みの解消、仲間づくりなどを支援します。

(19)

事業名	3. 妊婦健康診査の実施
担当課	健康推進課（保健センター）
事業内容	妊婦や胎児の健康状態、発育状態を定期的に確認し、安心安全な出産を迎えられるように妊婦健康診査を実施し、健診費用を助成します。 《量の見込み P84》

(20)

事業名	4. 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施
担当課	健康推進課（保健センター）・子育て支援課
事業内容	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に、保健師や助産師が訪問し、乳児の養育に関することなどの相談に応じたり、子育て支援に関するサービスの情報提供などを行います。 《量の見込み P85》

(21)

事業名	5. 養育支援訪問事業の検討
担当課	子育て支援課・健康推進課（保健センター）
事業内容	子育てについて不安や孤立感を抱えている家庭などを訪問し、養育に関する相談や指導、家事援助などの支援を行う養育支援訪問事業の実施を検討します。 《量の見込み P86》

(22)

事業名	6. 妊活・不妊・不育に対する支援
担当課	健康推進課（保健センター）
事業内容	妊活応援助成事業（不妊治療助成）を実施し、不妊治療を受ける夫婦の経済的な負担軽減を図るとともに、不妊検査費・不育症検査費の助成を行うことにより、少子化対策及び次世代育成支援の推進を図ります。

(23)

事業名	7. パンダ教室（親子教室）の開催
担当課	健康推進課（保健センター）
事業内容	就学前の心身の発育に心配のある子どもと親を対象に、小グループでの活動を通じて発達を促す教室を開催します。また、同じ悩みを持つ親同士の交流を促し、不安の軽減を図ります。

(2) 子どもの健康の確保

(24)

事業名	1. 乳幼児健康診査（乳児・1歳6か月児・3歳児）の実施
担当課	健康推進課（保健センター）
事業内容	乳幼児健康診査を実施し、子どもの健やかな成長と病気の早期発見や養育者の育児不安の軽減を図ります。また、健康診査の結果、必要な乳幼児に対して発達相談、精密検査などを行います。

(25)

事業名	2. 家庭訪問による支援
担当課	健康推進課（保健センター）
事業内容	支援が必要とされる家庭に、必要に応じて保健師が訪問し、母子の健康や養育について相談と指導を行います。

(26)

事業名	3. 乳幼児健康相談、赤ちゃん相談・こども相談
担当課	健康推進課（保健センター）
事業内容	乳児から就学前の子どもまで、広く相談を行います。子どもの健康面だけでなく、親の育児に関する相談も行います。

(27)

事業名	4. 予防接種の実施
担当課	健康推進課（保健センター）
事業内容	予防接種法に定められている子どもの定期予防接種を市内の医療機関において行います。

(28)

事業名	5. 民生・児童委員との協働
担当課	社会福祉課
事業内容	民生・児童委員と連携し、子育て家庭に対して相談や助言、情報提供を行います。

(3) 乳幼児期の食育・歯の健康づくり

(29)

事業名	1. 2歳児歯科健康診査の実施
担当課	健康推進課（保健センター）
事業内容	母子保健法に定められている健康診査のほかに、幼児のむし歯予防を目的に2歳児歯科健康診査を実施します。

(30)

事業名	2. 歯科口腔保健の推進に関する条例の推進
担当課	健康推進課（保健センター）
事業内容	歯科口腔保健の推進に関する条例に基づき、子どもと親の生涯にわたる歯及び口腔の健康づくりを推進します。

(31)

事業名	3. 乳幼児期の食育、離乳食の指導の実施
担当課	健康推進課（保健センター）
事業内容	両親学級や乳幼児健康診査などの機会を活用し、乳幼児期の食育や離乳食の指導などを行います。

(32)

事業名	4. こどもクッキング・栄養相談の実施
担当課	健康推進課（保健センター）
事業内容	子育て家庭に対して、こどもクッキングなどの機会を通じて食育を推進します。また、栄養士による食育に関する相談を行います。

(4) 小児医療・小児救急医療情報の提供

(33)

事業名	1. 子どもの事故防止などの啓発
担当課	健康推進課（保健センター）・子育て支援課
事業内容	子どもに起こりやすい事故や症状について、予防法や対処法などの啓発を行います。

(34)

事業名	2. 身近な小児科・産婦人科に関する医療情報の提供
担当課	健康推進課（保健センター）・子育て支援課
事業内容	市内外の小児科や産婦人科などについての最新の情報について、広報紙やホームページなどを活用しながら周知を図ります。

(35)

事業名	3. 小児救急医療情報の提供
担当課	健康推進課（保健センター）・子育て支援課
事業内容	子育てをしている家庭に対して、休日当番医、比企地区こども夜間救急センター、休日歯科センターなどの小児救急医療体制の周知を図ります。

(36)

事業名	4. 子どもの救急ミニガイドブックの周知
担当課	健康推進課（保健センター）・子育て支援課
事業内容	埼玉県が作成した子どもの救急ミニガイドブックや埼玉県救急電話相談（#7119番）などの小児救急に関する情報の周知を図ります。

3 教育・保育事業の推進

【現状と課題】

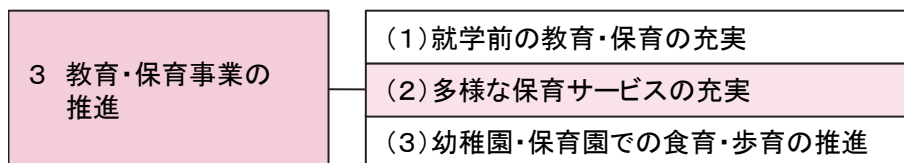
幼児期は、基本的な身体機能や運動機能が発達するとともに、自我や主体性が芽生える大切な時期であり、徐々に人間関係を広げ、その関わりを通じて社会性を身に付けていくなど、他者との関わりや基本的な生きる力を獲得する段階に当たります。

市では、待機児童の解消という大きな課題の解決に向けて、第1期計画期間中に、認可保育園3施設、認定こども園2施設及び小規模保育事業所7施設の開設により定員増を図ったほか、企業主導型保育事業所2施設の開設を支援しました。なお、教育・保育の需要については、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化による影響を注視していく必要があります。

今後、保護者の就労状況等の多様化に伴い、少子化が進行する中においても、延長保育や休日保育、一時保育等の一定の需要が続くことが予想されます。引き続き、各事業の推進を図るとともに、多様なサービスの充実策として、ショートステイ等の事業について検討します。

また、子どもたちの健やかな心身の成長を支援するため、世代間交流による食事作りや、「食育だより」の毎月刊行など、食育の推進に取り組んでいるほか、平成30年8月には近隣大学と提携し、「てくてくわくわく歩育ブック」を発行するなど、歩育の推進に取り組みました。幼児期の健康の基本と考えられる「栄養」と「運動」の側面から、様々な機会を通じて、幼稚園・保育園などにおいて、更なる食育・歩育の普及促進を図っていく必要があります。

【施策の体系】



(1) 就学前の教育・保育の充実

(37)

事業名	1. 認可保育園の充実
担当課	保育課
事業内容	保育を必要とする子どもへの対応として、必要に応じ認可保育園の定員の拡大を図ります。

(38)

事業名	2. 地域型保育事業（小規模保育事業所等）の充実
担当課	保育課
事業内容	地域における多様な保育ニーズへの対応のほか、保育需要の高い低年齢児の子どもへの対応のため、地域型保育事業（小規模保育事業所等）の充実を図ります。

(39)

事業名	3. 私立幼稚園等への入園に対する補助
担当課	保育課
事業内容	3歳以上の子どもについて、保育園だけでなく、幼稚園への入園も選択しやすくなるよう、市内の私立幼稚園や認定こども園の幼稚園機能部分に入園する子どもとその保護者に対し、入園料の一部を補助します。

(40)

事業名	4. 幼稚園・保育園・小学校の連携推進
担当課	保育課・学校教育課
事業内容	幼児教育振興懇談会を中心に、研修会や三者連絡会の開催を通して幼稚園・保育園・小学校・その他関係者の連携・交流を進め、幼児教育の一層の振興を図ります。

(41)

事業名	5. 認定こども園移行に向けた事業者への支援
担当課	保育課・学校教育課
事業内容	既存の私立幼稚園について、認定こども園化等新制度移行に向けたフォローアップ調査を行い、相談体制の充実を図ります。

(42)

事業名	6. 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
担当課	保育課
事業内容	幼児教育・保育の無償化について、保護者や事業者に対し、積極的な情報提供や相談支援をするほか、施設監査等の実施により、教育・保育の質の向上を図ります。

(2) 多様な保育サービスの充実

(43)

事業名	1. 延長保育の実施
担当課	保育課
事業内容	保育時間の延長を必要とする子どもとその保護者について、柔軟な対応ができるよう利用者のニーズを踏まえ実施します。 《量の見込み P90》

(44)

事業名	2. 病児保育の利用促進
担当課	保育課
事業内容	病院等に付設された専用スペースで保育をする病児保育について、チラシやホームページ等により制度を広く周知し、利用を促進します。 《量の見込み P91》

(45)

事業名	3. 一時保育の充実
担当課	保育課
事業内容	家庭での保育が一時的に困難となった子どもを預かる一時保育について、案内冊子やホームページ等で各施設の詳細な情報を掲載・周知し、利用者の幅広いニーズに応えられるよう、充実を図ります。 《量の見込み P89》

(46)

事業名	4. 幼稚園での預かり保育の実施
担当課	保育課
事業内容	保育を必要とする子どもへの対応として、「幼児教育・保育の無償化」制度の対象となった幼稚園での保育時間を延長する預かり保育を実施します。 《量の見込み P89》

(47)

事業名	5. 子育て短期支援事業（ショートステイ）の検討
担当課	子育て支援課
事業内容	保護者が疾病や看護・冠婚葬祭などの理由により一時的に児童の養育が困難となった場合などに、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。 《量の見込み P87》

(48)

事業名	6. 休日保育の実施
担当課	保育課
事業内容	保護者が日曜日、祝日に就労や病気などで子どもを保育できない場合に、保育園において休日保育を実施します。

(49)

事業名	7. 企業主導型保育事業所創設の促進と相談支援の実施
担当課	保育課
事業内容	企業誘致に伴う新たな事業者等に対し、主として従業員の子どもを預かる企業主導型保育事業所の創設の促進や、事業者側からの創設に係る相談支援を実施します。

(3) 幼稚園・保育園での食育・歩育の推進

(50)

事業名	1. 幼稚園・保育園などでの食育の推進
担当課	保育課
事業内容	昼食やおやつを中心に、食の大切さや栄養について教えることにより、望ましい食習慣の形成を図ります。

(51)

事業名	2. 歩育事業の推進
担当課	保育課
事業内容	市内保育園、幼稚園での日常の園生活に歩育を積極的に取り入れ、子どもの発達や成長を促します。



基本施策2 学齢期の子どもたちへの支援

1 学校教育など教育環境の充実

【現状と課題】

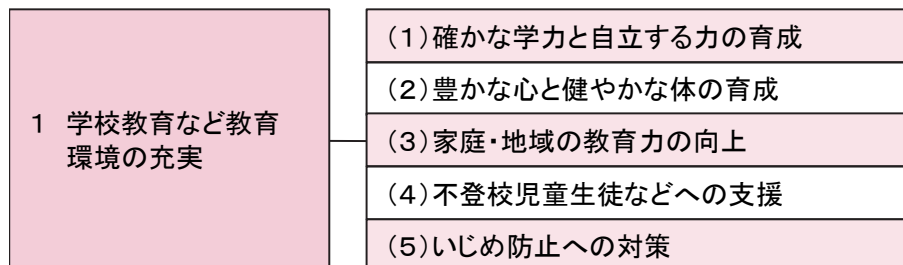
市では、少人数教育の充実を目的とした教職員「すにいかあ職員」1人を各小学校に配置するとともに、桜山小学校と白山中学校を小中連携教育のモデル校とし、小中連携推進教員を1人ずつ配置することにより、学校間の乗り入れ授業や小学校高学年における「教科担任制」を一部実施しました。

また、地域の大学と連携して、「スポーツ発見教室」を年2回開催しているほか、親子でスポーツの楽しさを体験する「親子スポーツ教室」を開催しています。

さらに、学校応援団活動の充実や不登校児童への相談支援としてのスクールカウンセラーの派遣、いじめ問題対策連絡協議会の開催等により、各種施策を実施しています。

今後も、自立する力を伸ばすことや心身ともに健やかな子どもの育成等をねらいとし、様々な取組を実践するための教育環境の整備が必要です。

【施策の体系】



(1) 確かな学力と自立する力の育成

(52)

事業名	1. 少人数教育「すにいかあプラン」の充実
担当課	学校教育課
事業内容	小学生を対象にした市独自の少人数教育である「すにいかあプラン」をより充実させ、子ども一人ひとりに、きめ細やかな指導を行います。

(53)

事業名	2. 小・中学校9年間を一貫した教育の推進
担当課	学校教育課
事業内容	中1ギャップ ¹³ が問題となっていることから、各小・中学校において9年間の学びや育ちの連続性を重視した取組や、子どもたちの学習意欲を向上させる取組を推進します。

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

(54)

事業名	1. 道徳教育の推進
担当課	学校教育課
事業内容	「彩の国の道徳」(埼玉県教育委員会作成)や、「東松山市道徳科スタンダード」(市教育委員会作成)を活用した道徳教育を推進し、心を育む教育の充実を図ります。

(55)

事業名	2. スポーツ活動・文化芸術に触れる機会の充実
担当課	学校教育課・スポーツ課・社会教育課
事業内容	部活動などの学校におけるスポーツ・文化活動の充実や、子どもを対象としたスポーツ・文化芸術に触れる機会の更なる充実を図ります。

(56)

事業名	3. 食に関する指導の充実
担当課	学校教育課
事業内容	小・中学校での食に関する正しい知識・理解を深め、望ましい食生活習慣を身に付けるための指導を充実します。

¹³ 小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめが増加したり不登校になったりするなど様々な現象。

(57)

事業名	4. 性に関する指導の充実
担当課	学校教育課
事業内容	性に関する正しい知識と理解により、正しい異性観を有し、適切な行動ができる子どもを育てるため、子どもたちの発達段階に応じて計画的に性教育を推進します。

(58)

事業名	5. 読書活動の推進
担当課	社会教育課
事業内容	図書館において、小学生向け読書通帳やおすすめ本リストの配布などを行い、子どもたちの読書の習慣化の取組を推進します。

(3) 家庭・地域の教育力の向上

(59)

事業名	1. 学校応援団活動の充実
担当課	学校教育課
事業内容	学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについて、学校応援団の活動の充実などによる学校・家庭・地域が一体となった取組を一層推進します。

(60)

事業名	2. 家庭教育支援体制の充実
担当課	学校教育課・社会教育課
事業内容	P T A活動の活性化や親が親としての力を身につけるための「親の学習」などを通じて、家庭・地域の教育力の向上を図ります。



(4) 不登校児童生徒などへの支援

(61)

事業名	1. 不登校児童生徒などへの相談支援の充実
担当課	学校教育課
事業内容	子どもたちの悩みや不安を解消し、健やかに学校生活を送れるよう学校相談員、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、総合教育センターの臨床心理士による支援の充実を図ります。

(62)

事業名	2. 総合教育センターにおける支援の実施
担当課	学校教育課
事業内容	子どもの発達上の課題や精神的な悩みへの相談や、不登校傾向にある小・中学生を対象に学校復帰に向け、総合教育センター（ふれあい教室）に通う子どもたちへの支援などを行います。

(5) いじめ防止への対策

(63)

事業名	1. いじめ防止の推進
担当課	学校教育課
事業内容	市では平成 26 年にいじめ問題対策連絡協議会等条例及びいじめ防止等のための基本的な方針を策定しました。小・中学校では、これらに基づき、引き続き、いじめの防止に取り組みます。

(64)

事業名	2. いじめの早期発見・早期対応の実施
担当課	学校教育課
事業内容	小・中学校において、子どもの人権感覚の育成を推進します。また、家庭と連携を密にし、いじめの早期発見・早期対応に取り組みます。

2 子どもの居場所・体験機会の提供

【現状と課題】

子どもたちの自主性や豊かな心と健やかな体の育成は、子どもたち自身が主体的に関わる活動や地域特有の自然・文化に触れることで形成されていきます。

市では、第1期計画期間中に7つの市民活動センター内に子どものひろばを設置し、多くの子どもたちが放課後等の時間を自由に過ごしています。また、子どもの心身の成長につながり、地域における子どもの拠点となる児童館については、引き続き検討を行います。

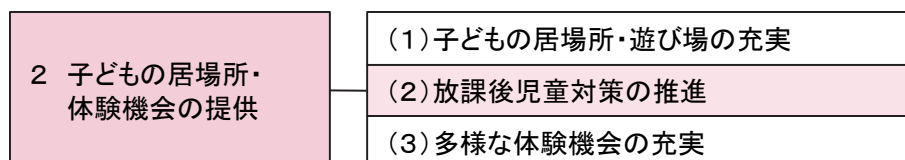
放課後児童対策としては、放課後子ども教室を4校から10校に、放課後児童クラブを13施設から17施設へと計画的に整備を行いました。

また、市内には市民の憩いの場として、東松山ぼたん園の遊具やさくら坂公園などが整備されました。引き続き、子どもや親子連れが利用しやすい公園整備や維持管理が必要です。

子どもたちへの多様な体験機会としては、アルピニストの大山光一さんと行く「ふれあいハイキング」を実施したほか、小学校では体験できないスポーツや芸術などについて学ぶ、小学生のための「子ども大学ひがしまつやま」を開催し、自然や学びに対する興味や関心を高める取組を行いました。

今後も、家庭はもとより、学校・地域とも連携・協力し、子どもの居場所・遊び場づくりなどを推進するとともに、多様な体験機会の創出を行っていく必要があります。

【施策の体系】



(1) 子どもの居場所・遊び場の充実

(65)

事業名	1. 市民活動センターの活用促進
担当課	子育て支援課・地域支援課
事業内容	市民活動の拠点である市民活動センターにおいて、子どものひろばを展開するなど、子どもや親子連れが安全に利用しやすい環境を整備します。

(66)

事業名	2. 小・中学校の施設開放
担当課	学校教育課・教育総務課
事業内容	小・中学校の体育館、校庭については、スポーツ・レクリエーションの場として開放しています。教室については、学校管理上支障のない範囲で、放課後子ども教室事業等に開放します。

(67)

事業名	3. 公園の整備
担当課	都市計画課
事業内容	市内の約 100 か所の公園・緑地について、市民の憩いの場として、子どもや親子連れの来園者が利用しやすい公園整備を行います。遊具などについては毎月の定期点検などを行い、安全に利用できるよう適正な維持管理を行います。 また、身近に遊べる公園や広場の設置要望も多いため、基準に基づく子ども広場の設置などにより、拡充に取り組みます。

(68)

事業名	4. 児童館の整備に向けた検討
担当課	子育て支援課
事業内容	児童館は、アンケート調査やグループインタビューから要望があります。子どもの居場所として、遊び場の提供や遊びの指導などを通して児童の健全育成を行う児童館の整備について、検討を進めます。

(2) 放課後児童対策の推進

(69)

事業名	1. 放課後児童クラブ（学童保育）の運営
担当課	保育課
事業内容	親が共働きである世帯などの児童を対象に、放課後児童クラブにおいて、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。 《量の見込み P92》

(70)

事業名	2. 放課後子ども教室の充実
担当課	子育て支援課・学校教育課
事業内容	放課後の子どもの居場所づくりの一環として、地域の方々の協力を得て、全校実施に向けて取り組みます。 また、学校との連携を図りながら放課後児童クラブとの合同プログラムを実施し、双方の交流を深めるなど、より一層の充実を図ります。 《量の見込み P92》

(3) 多様な体験機会の充実

(71)

事業名	1. 市民活動センターなどでの子ども向け講座の充実
担当課	地域支援課
事業内容	各市民活動センターで行われている子ども向け講座や、親子で参加できる講座のより一層の充実を図ります。

(72)

事業名	2. ボランティア教育の推進
担当課	学校教育課・社会福祉課
事業内容	学校や社会福祉協議会と連携し、子どもたちにボランティアの意義、目的を理解してもらうためボランティア教育を実施します。

(73)

事業名	3. 子ども大学実施の推進
担当課	社会教育課
事業内容	子どもの学ぶ力を育み、地域で子どもを育てる仕組みをつくるため、近隣の大学と連携を図りながら、子ども大学 ¹⁴ の実施を推進します。

(74)

事業名	4. 子ども会活動への支援
担当課	社会教育課
事業内容	現在、市内には約 100 の子ども会が活動をしています。子ども会育成者連絡協議会により連携を図り、各地区の子ども会活動を支援します。

(75)

事業名	5. 高齢者との世代間交流の推進
担当課	高齢介護課・学校教育課
事業内容	総合福祉エリアや健康増進センターなどで子どもと高齢者の世代間交流を推進します。

(76)

事業名	6. 高校生・大学生との交流の推進
担当課	子育て支援課
事業内容	市内及び近隣の高校、大学と連携し、高校生・大学生と子どもたちの交流を推進します。

(77)

事業名	7. 青少年相談員との協働
担当課	子育て支援課
事業内容	地域における子どもたちの健やかな育成を図るため、青少年相談員 ¹⁵ と協働し、子ども会の行事やレクリエーション活動を充実します。

¹⁴ 小学4年生から6年生までを対象にして、地元の大学キャンパスなどで、大学教授や地域の専門家から学ぶ取組。

¹⁵ 埼玉県知事の委嘱を受け、「地域のお兄さん、お姉さん」として子どもたちの健やかな成長を応援するために活動する青年ボランティア。

(78)

事業名	8. 自然とふれあうことができる体験講座の充実
担当課	子育て支援課・環境保全課
事業内容	ハイキングや登山など、子どもが自然とふれあうことができる体験講座を実施します。

(79)

事業名	9. 夢や目標の発見につながる機会の提供
担当課	子育て支援課
事業内容	子どもたちが将来、社会人・職業人として自立していくことにつながるよう、夢や希望を持ち、目標に向かって自らの可能性に挑戦する機会の提供を図ります。



基本施策3 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

1 障害のある子どもへの支援の充実

【現状と課題】

障害のある子どもや特別な支援を必要とする子どもが増加傾向にある中、乳幼児期は早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要とされ、早期発見・早期支援の対応が求められています。

市では、統合保育実施会議を行い、一人ひとりの特性に応じた受入れ体制の充実や保育園の巡回訪問による支援を行っています。

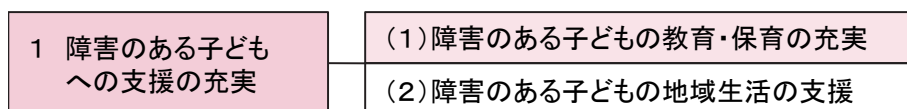
また、特別支援教育の充実として、個別の指導計画に基づき、介助員を配置するなど必要な支援を行い、総合教育センターでは、電話や来所による就学支援の指導助言を行いました。

障害の原因となる疾病や事故を予防するための取組、障害等の早期発見・治療を図るための乳幼児の健康診査などを推進することも必要です。

身近な地域で安心した生活を送るためには、障害のある子どもがその可能性を十分に伸ばし、一人ひとりの希望に応じた専門的な支援を充実させることが必要です。

東松山市地域自立支援協議会の取組を通じ、障害のある子どもの地域生活を支えるため、療育や進路選択などに関する支援を引き続き行います。

【施策の体系】



(1) 障害のある子どもの教育・保育の充実

(80)

事業名	1. 幼稚園・保育園などでの障害のある子どもの受入れ体制の充実
担当課	保育課
事業内容	幼稚園・保育園などにおいて、障害のある子ども一人ひとりの特性に応じた支援の充実を図ります。

(81)

事業名	2. 幼稚園・保育園などへの巡回訪問の実施
担当課	保育課
事業内容	障害のある子どもが通う幼稚園・保育園などを訪問し、集団生活が行えるように、本人とスタッフの支援を行う巡回訪問を継続して実施します。

(82)

事業名	3. 特別支援教育の充実
担当課	学校教育課
事業内容	特別支援教育では、特別な教育的支援を要する子どもの一人ひとりの特性に応じ、適切な指導と必要な支援を行います。

(2) 障害のある子どもの地域生活の支援

(83)

事業名	1. 障害児通所支援事業所への支援
担当課	障害者福祉課
事業内容	様々な障害のある子どもが地域で適切な療育支援が受けられるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの障害児通所支援事業所への支援を行います。

(84)

事業名	2. 「東松山市第三次市民福祉プラン」に基づく支援の充実
担当課	障害者福祉課
事業内容	「東松山市第三次市民福祉プラン」に基づき、障害のある子どもの育ちや学び、日常生活にかかる支援、文化・スポーツ活動の機会を充実します。

(85)

事業名	3. 東松山市地域自立支援協議会との連携
担当課	障害者福祉課
事業内容	東松山市地域自立支援協議会に設置した「障害のある子どもの育ちと学びを支える連絡会議」や「進路支援連絡会議」などの活動により、障害のある子どもの療育や進路選択などに関する支援を行います。

(86)

事業名	4. 特別児童扶養手当などの支給
担当課	障害者福祉課
事業内容	国・県の制度に基づき、障害のある子どもや障害のある子どもを養育している人を対象に、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、在宅重度心身障害者手当、自立支援医療（育成医療）を支給します。



2 児童虐待・DVなどへの対応

【現状と課題】

全国的に児童虐待相談件数は年々増加の一途をたどっており、また、子どもの生命が奪われるなど重大な事例も後を絶たず、深刻な社会問題となっています。市においても平成30年度では200件近い児童虐待相談があり、子どもの生命、安全で安心な生活を社会全体で守ることが必要となっています。

市では、児童虐待の早期発見と早期対応のため、社会福祉士の増員や東松山市要保護児童対策地域協議会における会議や研修会の開催、日々の事例対応を通じて、関係機関との連携強化を図っています。また、家庭児童相談室では、専門の相談員が養護相談、育成相談をはじめ、子どもに関する様々な問題に対応しています。

児童虐待の未然防止としては、「怒鳴らない！子育て練習講座」を開催するほか、11月の児童虐待防止推進月間では、オレンジリボンキャンペーン¹⁶を行い、児童虐待防止のための啓発活動に取り組んでいます。

今後も、専門職の適切な配置と一層の関係機関との連携により、児童虐待の防止やDV（ドメスティック・バイオレンス）・女性相談等、特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する支援や子どもの権利擁護に関する啓発を継続して推進していくことが重要です。

【施策の体系】



オレンジリボン憲章

オレンジリボン憲章

私たちは、子どもの成長と発達を支援することが社会全体の責任であることを自覚して、次のとおり行動します。

- ① 私たちは、子どものいのちと心を守ります。
- ② 私たちは、家族の子育てを支援します。
- ③ 私たちは、里親と施設の子育てを支援します。
- ④ 私たちは、地域の連帯を上げます。

私たちは、子ども虐待のない社会を目指します。



¹⁶ オレンジリボンキャンペーンは、栃木県小山市で起きた幼い兄弟への暴行事件をきっかけに、平成17年、同市の「カンガルーOYAMA」という団体が子どもの虐待防止を目指して始まった運動。現在では、全国に活動が広がり、市では、商業施設や保育施設などでオレンジリボンやチラシを配布し、児童虐待防止に取り組んでいる。

(1) 児童虐待防止の推進

(87)

事業名	1. 児童虐待防止対策の推進
担当課	子育て支援課
事業内容	東松山市要保護児童対策地域協議会の関係機関等において、会議や通告対応を通じて連携強化を図り、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に取り組みます。 また、広く市民から情報を得るための広報活動を行います。

(88)

事業名	2. 子ども家庭総合支援拠点事業の検討
担当課	子育て支援課
事業内容	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、より専門的な相談対応や総合的かつ継続的支援を行う子ども家庭総合支援拠点 ¹⁷ 事業の実施を検討します。

(12)

事業名	3. 家庭児童相談室の充実（再掲）
担当課	子育て支援課
事業内容	子育てに対して不安を持つ親が、子どもの発育、育児の悩みなどを相談しやすい環境の整備を図ります。 また、児童虐待を含む様々な相談に対応するとともに、児童相談システムの運用により、効率的な情報共有を行います。

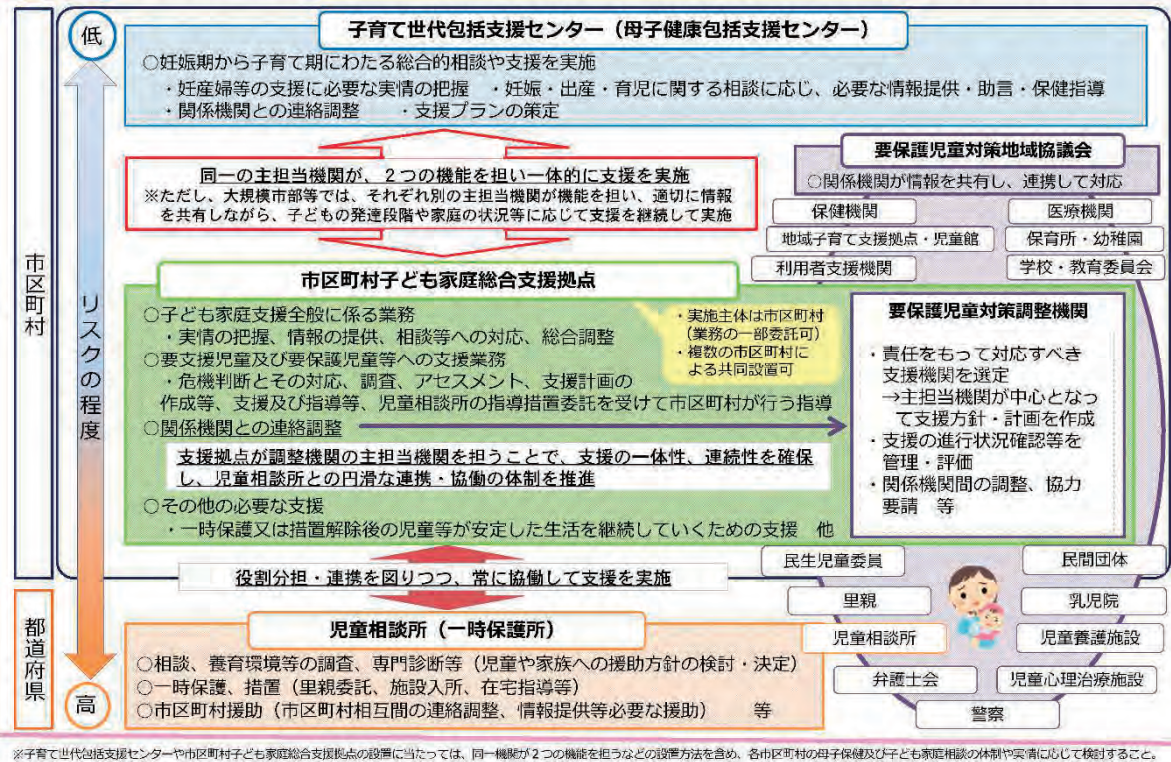
(89)

事業名	4. 「どならない！子育て練習講座」の実施
担当課	子育て支援課
事業内容	子育てに悩む保護者などを対象に、体験型子育て練習講座を実施し、育児の負担軽減や児童虐待の予防を図ります。

¹⁷ 地域内の全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、相談に対応する子ども支援の専門性を持った機関として、地域の資源を有機的につなぐ役割（ソーシャルワーク機能）を担い、母子保健部門と子ども部門が一体となり切れ目なく継続的に支援を行うことが求められている。

平成 28 年児童福祉法の改正により、市町村による設置が努力義務となり、これを基に、国は令和 4 年までに全市町村に設置するとの方針を出している。

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



※子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機能が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

資料：厚生労働省

(2) DV・女性相談の充実

(90)

事業名	1. DV（ドメスティック・バイオレンス）・女性相談の充実
担当課	人権推進課
事業内容	DV（ドメスティック・バイオレンス）などの暴力被害は、配偶者暴力相談支援センターを核として、警察、県、関係機関などと連携し相談体制の充実を図ります。 また、人間関係、家族・夫婦間における問題、女性特有の問題などについて相談体制の充実を図ります。

(3) 子どもの権利擁護の推進

(91)

事業名	1. 子どもの権利擁護に関する啓発の推進
担当課	子育て支援課・人権推進課
事業内容	市民に対してあらゆる機会を通じて、子どもの権利擁護を図るための啓発活動を推進します。

3 子どもの貧困対策の推進

【現状と課題】

全国における子どもの貧困率は、平成 27 年において 13.9%で、17 歳以下の子どもの約7人に1人が経済的に困難な状況にあります。

また、経済的理由により就学困難な状況にあるために就学援助を受けている全国の小・中学生は、平成 23 年をピークに減少していますが、全体（公立学校児童生徒数）に占める割合は 15%台を推移しています。高等学校や大学等への進学率は、生活保護世帯、児童養護施設、ひとり親家庭の子どもは、全世帯の子どもと比べて、低い水準となっています。

こうした中、令和元年6月、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部が改正され、市町村においても貧困対策についての計画を策定することが求められています。

市では、子どもの貧困対策にも資するよう、ひとり親家庭などへの支援策として、生活の安定と自立促進のために児童扶養手当や高等職業訓練促進給付金などを支給しています。また、就学援助制度の実施により、要保護児童等を対象に小・中学校の学用品費や給食費を援助するなど、貧困の連鎖を断ち切るよう様々な支援を行っています。

今後も、教育の支援、生活の安定に資するための支援等の子どもの貧困対策に関する有効な施策を充実させていくことが必要です。

【施策の体系】



(1) 教育の支援

(39)

事業名	1. 私立幼稚園等への入園に対する補助（再掲）
担当課	保育課
事業内容	3歳以上の子どもについて、保育園だけでなく、幼稚園への入園も選択しやすくなるよう、市内の私立幼稚園や認定こども園の幼稚園機能部分に入園する子どもとその保護者に対し、入園料の一部を補助します。

(42)

事業名	2. 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上（再掲）
担当課	保育課
事業内容	幼児教育・保育の無償化について、保護者や事業者に対し、積極的な情報提供や相談支援をするほか、施設監査等の実施により、教育・保育の質の向上を図ります。

(61)

事業名	3. 不登校児童生徒などへの相談支援の充実（再掲）
担当課	学校教育課
事業内容	子どもたちの悩みや不安を解消し、健やかに学校生活を送れるよう学校相談員、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、総合教育センターの臨床心理士による支援の充実を図ります。

(62)

事業名	4. 総合教育センターにおける支援の実施（再掲）
担当課	学校教育課
事業内容	子どもの発達上の課題や精神的な悩みへの相談や、不登校傾向にある小・中学生を対象に学校復帰に向け、総合教育センター（ふれあい教室）に通う子どもたちへの支援などを行います。

(92)

事業名	5. 児童・生徒への学習支援
担当課	社会福祉課
事業内容	経済的に困窮する世帯の子どもを対象に、高校への進学支援及び高校の中途退学等防止の学習教室を実施します。あわせて、保護者への助言・支援を行います。

(93)

事業名	6. 就学援助制度の実施
担当課	学校教育課
事業内容	経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の世帯を対象に、小・中学校の就学に必要な学用品費や給食費などを援助します。

(94)

事業名	7. 高校生などへの奨学資金の給付
担当課	学校教育課
事業内容	経済的な理由で困難を抱えている成績優秀で勉学心に燃え、市内中学校を卒業した市内在住の高校生などに奨学資金を給付します。

(2) 生活の安定に資するための支援

(11)

事業名	1. 子育てコンシェルジュの展開（再掲）
担当課	子育て支援課
事業内容	子育て支援課や子育て世代包括支援センターにおいて、子育て支援に関する情報提供や利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。 また、地域子育て支援拠点等への積極的な訪問による相談支援やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した情報発信を行います。

(12)

事業名	2. 家庭児童相談室の充実（再掲）
担当課	子育て支援課
事業内容	子育てに対して不安を持つ親が、子どもの発育、育児の悩みなどを相談しやすい環境の整備を図ります。 また、児童虐待を含む様々な相談に対応するとともに、児童相談システムの運用により、効率的な情報共有を行います。

(18)

事業名	3. 子育て世代包括支援センターの運営（再掲） （母子健康手帳の交付と相談）
担当課	健康推進課（保健センター）
事業内容	妊娠届の提出により母子健康手帳を交付し、母親が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、正しい知識の普及や不安・悩みの解消、仲間づくりなどを支援します。

(95)

事業名	4. 貧困問題を抱える若者への相談支援の充実
担当課	社会福祉課・子育て支援課
事業内容	低所得・貧困の状態にある若年層に対する進学や就労などの包括的な相談支援を行います。

(96)

事業名	5. 若者への就職情報提供の充実
担当課	商工観光課
事業内容	埼玉県やハローワークと連携し、就職に悩んでいる若者への就職情報や相談の充実を図ります。

(97)

事業名	6. 子どもの居場所づくりに関する支援
担当課	子育て支援課・廃棄物対策課
事業内容	子ども食堂や学習支援の実施などの貧困の連鎖の解消に向けた活動に取り組む団体・個人について、実施状況を把握し、取組内容の市民への周知などの支援を行います。 また、市イベント等でのフードドライブ実施時は、同団体・個人へ食品の提供を行います。

(98)

事業名	7. 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の周知
担当課	子育て支援課
事業内容	ひとり親家庭などの経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のため、埼玉県が行っている資金の貸付制度について周知を図ります。

(99)

事業名	8. 安定した住環境づくりの推進
担当課	住宅建築課
事業内容	住まいの確保が必要な方へのセーフティネットとして、市営住宅等の情報提供を行います。

(3) 保護者に対する就労の支援

(100)

事業名	1. 就労支援と再就職のための情報提供の充実
担当課	商工観光課
事業内容	埼玉県やハローワークと連携し、就労や創業のための情報提供をホームページなどで行います。

(101)

事業名	2. 就労のための相談体制の充実
担当課	商工観光課
事業内容	埼玉県やハローワークと連携し、就労や創業のための相談体制を充実します。

(102)

事業名	3. 高等職業訓練促進給付金などの支給
担当課	子育て支援課
事業内容	ひとり親家庭の就労を支援するため、就業に結びつきやすい資格の取得を目的として高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金を支給します。

(4) 経済的支援

(103)

事業名	1. 児童手当・こども医療費の支給
担当課	子育て支援課・保育課
事業内容	国・県の制度に基づき、中学校修了前の児童を養育している人に児童手当を支給し、また、18歳年度末までの子どもを対象として「こども医療費」を支給します。

(104)

事業名	2. 児童扶養手当などの支給
担当課	子育て支援課
事業内容	国・県の制度に基づき、ひとり親家庭などの自立や子どもの福祉増進を図るため、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費を支給します。

(105)

事業名	3. 遺児手当の支給
担当課	子育て支援課
事業内容	遺児（父母又はそのいずれかを死亡により失った義務教育修了前の児童）を扶養している市内在住の方に遺児手当を支給します。

(106)

事業名	4. 生活保護費の支給
担当課	社会福祉課
事業内容	生活困窮者に必要な保護を実施し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに自立に向けた支援を行います。



基本施策4 青年期にかけての支援

1 健全育成に向けた取組の充実

【現状と課題】

情報化社会の進展等に伴い、スマートフォンなどの情報端末を介して、子どもたちがいじめ・非行・犯罪被害に巻き込まれるなど、青少年を取り巻く環境が大きく変化し、問題も多様化・複雑化しています。

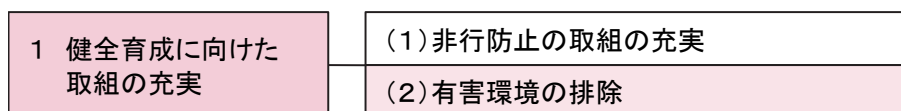
市では、健全育成に向けた取組については、東松山モデル「つなぐ」の仕組みを構築するとともに、愛の一声運動を継続実施しています。

子どもの非行防止については、生徒指導専門職員を1人配置し、学校間の連絡調整や関係機関との連携強化を図ることができました。また、各学年の発達段階に応じ、情報モラルや性犯罪防止などの非行防止教室を実施しています。

雑誌やインターネット等のメディア上での性や暴力等に関する有害情報やインターネット上のいじめ等は、子どもたちに対して悪影響を与えると懸念されているため、各小・中学校において、携帯電話やスマートフォンの安全な使用についての講座等を実施しています。

今後も、次代の社会を担う青少年・若者を支援するこれらの取組を充実させていくことが必要です。

【施策の体系】



(1) 非行防止の取組の充実

(107)

事業名	1. 愛の一声運動の推進
担当課	子育て支援課
事業内容	青少年育成東松山市民会議を中心とした青少年非行防止啓発運動である愛の一声運動を推進します。 引き続き、参加団体や当事者である青少年の協力を得ながら取り組みます。

(108)

事業名	2. 青少年育成推進員・少年指導委員との協働
担当課	子育て支援課
事業内容	青少年育成埼玉県民会議（埼玉県知事）が委嘱している青少年育成推進員会と埼玉県公安委員会が委嘱している少年指導委員と連携を図り、青少年の非行防止に取り組みます。

(109)

事業名	3. 非行防止教室の推進
担当課	学校教育課
事業内容	各小・中学校で、人を思いやる心や正しい知識の習得に重きを置いた非行防止教室を行います。

(2) 有害環境の排除

(110)

事業名	1. 喫煙、飲酒、薬物乱用に関する啓発
担当課	子育て支援課・学校教育課・健康推進課（保健センター）
事業内容	青少年を対象に喫煙や飲酒だけでなく、危険ドラッグや覚せい剤などの薬物の危険性について啓発を推進します。

(111)

事業名	2. ナイフなど有害環境の排除
担当課	子育て支援課・学校教育課
事業内容	「青少年をナイフ等の危害から守り東松山市を明るく住みよいまちにするための条例」に基づき啓発などを行います。

事業名	3. インターネットの適切な利用に関する啓発
担当課	学校教育課・子育て支援課
事業内容	関係機関と連携し、インターネットの長時間使用による生活習慣の乱れや不適切な利用による青少年の犯罪被害、トラブルを防止するための講座などを子どもと保護者を対象に実施します。



2 若者支援と次代の親の育成

【現状と課題】

子ども・若者を取り巻く社会環境は少子化、核家族化、情報化などの影響を受け大きく変化し、いじめ、虐待、ニート、ひきこもり、貧困などの困難を抱える子ども・若者の問題が顕在化しています。

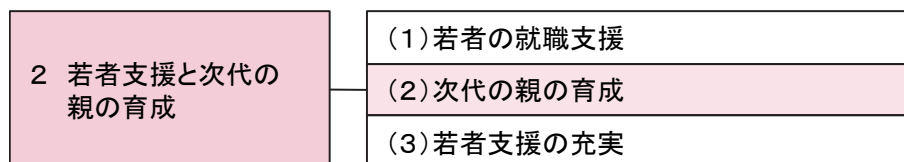
このような状況を踏まえて、平成22年4月に子ども・若者育成支援推進法が施行され、困難を抱える子ども・若者への支援を行うため、教育、福祉、雇用など各関連分野にわたる施策を総合的に推進することが求められています。

市では、中学生を対象にした職場体験や命の教育の実践として乳幼児とふれあう赤ちゃん抱っこ体験を市内5中学全てにおいて実施しました。

また、中学校のネットワーク会議において関係機関と情報共有し、登校に課題を抱える児童の支援を行うとともに、相談窓口の案内を市広報紙等に掲載し、周知を図りました。さらに、従来の相談支援に加え、定期面談及び電話による継続支援を実施しました。

今後も、青少年・若者が社会の中で自らの居場所を見つけるための支援や親になることを考えるための機会の提供など、将来に希望を持てるよう支援していく必要があります。

【施策の体系】



(1) 若者の就職支援

(113)

事業名	1. 職場体験の実施
担当課	学校教育課
事業内容	中学生のキャリア学習として、2日間希望の職業を体験するツデーチャレンジを実施しています。中学生版インターンシップとして職場体験の機会の充実を図ります。

(114)

事業名	2. 地域に根ざすキャリア教育の実施
担当課	学校教育課
事業内容	子どもたちが、ふるさと東松山への愛着や誇りを持ち、自分の将来の夢を育むことができるよう家庭・地域社会・関係機関と連携して地域に根ざしたキャリア教育を推進します。

(96)

事業名	3. 若者への就職情報提供の充実（再掲）
担当課	商工観光課
事業内容	埼玉県やハローワークと連携し、就職に悩んでいる若者への就職情報や相談の充実を図ります。

(2) 次代の親の育成

(115)

事業名	1. 乳幼児とのふれあいの推進
担当課	子育て支援課・保育課・学校教育課
事業内容	一人っ子が増えて乳幼児とふれあう機会が少なくなっているため、幼稚園・保育園などへの訪問や各中学校で赤ちゃん抱っこ体験を実施し、乳幼児とのふれあいを通して命の大切さを学ぶ機会の充実を図ります。

(116)

事業名	2. 男女共同参画社会の視点に立った学習・教育の推進
担当課	学校教育課・人権推進課
事業内容	男女共同参画社会を形成するため、学校教育の場において、年齢に応じた教育、学習を行います。

(3) 若者支援の充実

(117)

事業名	1. 社会とのつながりの創出
担当課	子育て支援課・地域支援課
事業内容	若者が自主的に社会とつながりをもって生活し、活動できるようにするため、地域や企業、NPOなどの参画も得ながら、地域の様々な活動（夏祭りや清掃活動など）への参加機会の拡充を図ります。

(118)

事業名	2. ひきこもり状態にある若者への支援
担当課	障害者福祉課・子育て支援課
事業内容	東松山市ひきこもり等支援連絡会議を中心にひきこもり状態にある若者への支援を行います。

(119)

事業名	3. ニート・ひきこもりに対する予防対策の実施
担当課	学校教育課
事業内容	児童・生徒が目的意識を明確にし、自己の進路を主体的に選択できるように、成長段階に応じたキャリア教育を実施します。

(120)

事業名	4. いじめ不登校に対する支援の実施
担当課	学校教育課
事業内容	いじめ防止プログラム、学校相談員を活用して教育相談活動の充実を図ります。また、不登校の解消・学校復帰を目指す「ふれあい教室」（適応指導教室）の充実を図ります。

(94)

事業名	5. 高校生などへの奨学資金の給付（再掲）
担当課	学校教育課
事業内容	経済的な理由で困難を抱えている成績優秀で勉学心に燃え、市内中学校を卒業した市内在住の高校生などに奨学資金を給付します。

事業名	6. 貧困問題を抱える若者への相談支援の充実（再掲）
担当課	子育て支援課・社会福祉課
事業内容	低所得・貧困の状態にある若年層に対する就労支援等の相談体制を充実します。



基本施策5 子育てを応援する環境づくり

1 仕事と子育ての調和の推進

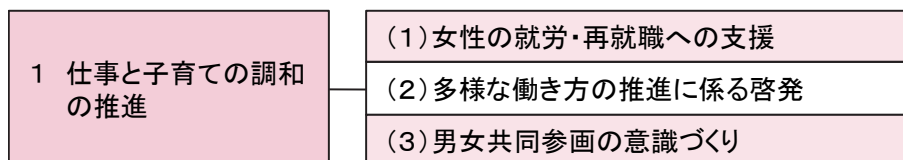
【現状と課題】

市の女性の労働力率は以前よりも各年代で高まり、30歳代前後の女性の就労率が落ち込む、いわゆる「M字カーブ」の底は浅く、勾配も緩やかになっていることから、保育所等の整備や企業の育児休業制度の充実により、子育てしながら働ける環境が構築されつつあると考えられますが、更なる「M字カーブ」の解消に向けた取組が必要です。

また、「子ども・子育て支援に関するアンケート結果」によると、子どもが生まれた時の育児休業取得率は母親が39.4%に対し、父親の育児休業取得率は4.4%になっています。

市では、埼玉県と共催し、「女性向け就職支援セミナー&個別就職説明会」を開催して、就労支援と再就職のための情報提供を行うほか、男女共同参画の意識啓発のための講座などを開催していますが、引き続き、国・県や関係団体と連携して広く啓発活動などを行い、多様な働き方の実現やワーク・ライフ・バランスを推進していく必要があります。

【施策の体系】



(1) 女性の就労・再就職への支援

(121)

事業名	1. 女性の就労支援と再就職のための情報提供の充実
担当課	商工観光課・人権推進課
事業内容	職業能力開発講座を始めとする講演会や起業、その他の女性の就労支援のための情報提供をチラシやホームページなどで行います。

(101)

事業名	2. 就労のための相談体制の充実（再掲）
担当課	商工観光課
事業内容	埼玉県やハローワークと連携し、就労や創業のための相談体制を充実します。

(2) 多様な働き方の推進に係る啓発

(122)

事業名	1. ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
担当課	人権推進課・商工観光課
事業内容	市内の企業や市民に向けて、ワーク・ライフ・バランスの認識を深めるよう、普及啓発を推進します。

(123)

事業名	2. 認定マーク（くるみん）の周知
担当課	子育て支援課・商工観光課
事業内容	「子育てサポート企業」として厚生労働省から認定を受けた証である「くるみんマーク」について、市内事業者の働き方の見直しに向けた取組を促進するため、周知を図るとともに意識啓発を推進します。

(3) 男女共同参画の意識づくり

(124)

事業名	1. 男女共同参画の意識啓発
担当課	人権推進課・学校教育課
事業内容	男女共同参画社会に関する各種講座の実施や、広報活動を行うことにより意識啓発に努めます。 また、学校教育の場においては、男女共同参画社会を形成するため年齢に応じた教育、学習を行います。

(125)

事業名	2. 両親学級への父親参加の促進
担当課	健康推進課（保健センター）
事業内容	母親だけでなく父親が、妊娠・出産、育児に関する基本的な知識、技術を学ぶことと、親同士の仲間づくりを支援するため、両親学級を開催しています。男性が積極的に育児参加するよう、両親学級への父親の参加促進などを通じ、共に子どもを育てる意識の醸成を推進します。

(126)

事業名	3. 男性の育児休業取得の促進
担当課	人権推進課・人事課
事業内容	育児・介護休業法の周知を図るとともに、市内事業所に男性が育児休業を取得しやすい環境づくりの働きかけを行います。 市職員については、特定事業主行動計画に基づき男性の育児休業取得を推進します。



2 安全で子育てしやすい生活環境の整備

【現状と課題】

市では、区画整理地内の市民とワークショップ¹⁸を開催し、住民の意見を取り入れた、新たな公園の整備を行い、ベビーシート、ベビーチェア等が配置されたトイレを整備しました。

また、全国瞬時警報システム(Jアラート)を活用した緊急地震速報の全国訓練の機会に合わせ、市内の幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校において、「安全確保行動訓練」を実施するなどして危機管理意識の向上を図っています。

今後も、妊産婦や子ども連れの親、障害者、高齢者等の誰もが安心・安全・快適に暮らせるまちの創造に取り組む必要があります。

また、子どもや子ども連れの親等が犯罪等の被害に遭わないまちづくりを進めるため、住民の防犯意識の向上や防犯活動の推進と安全性の高いまちづくりを進めることが必要です。

【施策の体系】

2 安全で子育てしやすい生活環境の整備	(1)子育てしやすい地域環境の整備
	(2)交通安全・事故防止対策の推進
	(3)防災対策の推進
	(4)子どもの安全・防犯対策の推進

¹⁸ まちづくり等の計画づくりにおいて、地域に係わる多様な立場の人々が参加して、地域の抱える課題の整理やその解決策等を検討するために、協力しながら行う共同作業のこと。

(1) 子育てしやすい地域環境の整備

(127)

事業名	1. 公共施設の子育てバリアフリーの推進
担当課	子育て支援課・都市計画課
事業内容	公共施設の新設や改修に際しては、子どもを連れた人が利用しやすい施設整備を推進します。

(128)

事業名	2. 赤ちゃんの駅事業の充実
担当課	子育て支援課
事業内容	乳児を連れた人が自由におむつ替え、授乳が行えるスペースを備えた赤ちゃんの駅の市内商業施設などへの設置の拡充を図ります。また、市の施設については子育て家庭がより使いやすいように、施設の充実を図ります。

(2) 交通安全・事故防止対策の推進

(129)

事業名	1. 交通安全教育の充実
担当課	学校教育課・地域支援課・保育課
事業内容	市内各小・中学校、幼稚園等へ出向いて、歩行に必要なルールやマナー、自転車の乗り方の教育を実施し、交通安全教育の充実を図ります。

(130)

事業名	2. 交通安全施設の整備
担当課	道路課
事業内容	通学路において幅員が狭く通行に支障のある歩道を拡幅することにより、快適な歩行空間を確保します。また、通学路や未就学児が集団で移動する経路を中心に、路面標示などの交通安全対策を実施します。

(3) 防災対策の推進

(131)

事業名	1. 防災訓練の実施
担当課	危機管理課・学校教育課・保育課
事業内容	地震や火災などに備えて、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校で防災訓練を実施しています。防災訓練が効果的に実施できるよう支援します。

(132)

事業名	2. 防災教育の実施
担当課	学校教育課・保育課・危機管理課
事業内容	子どもたちを災害から守るため、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校で年齢に応じた防災教育を実施します。

(4) 子どもの安全・防犯対策の推進

(133)

事業名	1. 防犯意識の啓発
担当課	学校教育課・保育課
事業内容	子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、防犯教室を実施するなど防犯意識の啓発を図ります。

(134)

事業名	2. 防犯パトロールへの支援
担当課	地域支援課
事業内容	自治会やボランティアが実施している通学路での防犯パトロールへの支援を行うとともに、自主防犯ボランティアの拡大・育成を図ります。

(135)

事業名	3. 「こども 110 番の家」の充実
担当課	学校教育課
事業内容	子どもが不審者から逃げ込む場所として、地域の協力者に依頼し実施している「こども 110 番の家」の一層の充実を図ります。